

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見  | 修正案  |
|---|--|--|
| <p>「 前 文 」</p> <p>本指針は、緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定めるものであり、他に特段の定めがある場合を除き、食品安全委員会の対応については本指針に定めるところによる。なお、本指針は今後の実施状況を踏まえつつ、適宜見直しを図ることとする。</p>   | <p>「緊急事態等」と書くと、他に何かあるかと思うので、場合を全て列挙するか、他に場合がなければ「等」を削除されたらどうでしょうか。(以下も同じです)<br/>(吉川専門委員)</p> | <p>→緊急事態等については、「3 対象となる緊急事態等」のなかで、複数の事案を列挙しており、かつ、なお書きの部分で広く対応することとしていることから、「等」については、原案が適切と考えます。<br/>→ご指摘を踏まえ、「前文」中の「なお、本指針は今後の実施状況を踏まえつつ、適宜見直しを図ることとする。」を「14 事後の検証」中に整理致しました。</p> |
| <p>「 1 食品安全委員会の役割 」</p> <p>食品安全委員会は、政府において、食品の安全性の確保に関する科学的評価及び情報収集を一元的に担い、かつ、食品の安全性の確保に関する関係者相互間における情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を行うとともに、必要に応じて、関係行政機関に対し、その講ずべき施策等について勧告、助言又は意見具申を行うことから、緊急に対応すべき事態が生じた際には、政府全体の対応の中心的な役割を果たすこととなる。</p> | <p>勧告には拘束力がないものの、万一、勧告が不相当であり、関係行政機関が勧告に従った場合、国が国家賠償請求を受ける可能性があることに留意。<br/>(小泉専門委員)</p>      | <p>→ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。</p>  |

| たたき台(事務局案)   | 専門委員からの意見   | 修正案  |
|--|---|--|
| <p>「 2 対応の基本 」</p> <p>緊急事態等の対応にあたっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識のもと、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報(以下「食品危害情報」という。)の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を政府全体として行うために、関係行政機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする。</p> <p>また、入手した情報の評価あるいは緊急事態であるかどうかの判断等、緊急事態における対応については、常に最悪の事態を想定して行うものとする。</p> | <p>○①「2 対応の基本」と「3 対象となる緊急事態等」を逆にした方が読みやすいのでは。(小泉専門委員)</p> <p>②基本法第二条に定義された「食品」に限定することにより、添加物、天然香料等は対象外となってしまうが、密接に関連してくるものと考えられる。その場合の対応はどうするのか。(小泉専門委員)</p> <p>○「常に最悪の事態を想定して行う」というのは、非科学的に聞こえる恐れがあるのではないでしょうか。</p> <p>「入手した情報の範囲内で科学的に判断しつつ、場合によっては最悪の事態を想定して行う」ものとする、はいかがでしょうか。(春日専門委員)</p> <p>○バランス感覚を失わないようにするのに「常に」に後ろに「諸般の状況を考慮の上、」を加えてはどうか。(小泉専門委員)</p> | <p>①→ご指摘を踏まえ、「2 対応の基本」と「3 対象となる緊急事態等」の項目の順番を入れ替えます。</p> <p>②→「食品」の定義には含まれませんが、「食品の摂取を通じて、」という部分には、食品の安全性に農林水産物の生産から販売に至る一連の過程(食品供給行程)に関係することから、添加物、天然香料等幅広い意味を有すると考えております。</p> <p>→ご指摘を踏まえ、「…緊急事態等における対応については、<u>特定の感受性集団(乳幼児、妊婦等)への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする。</u>」とします。</p> |

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見  | 修正案  |
|---|--|--|
| <p>「 3 対象となる緊急事態等 」</p> <p>本指針において、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、</p> <p>①被害の大規模化(食中毒患者等が五百人以上発生若しくは発生するおそれがある場合)又は広域化(食中毒患者等が複数の県に発生若しくは発生するおそれがある場合)であって、かつ、政府内において関係府省の対応の調整を要する事案</p> <p>②科学的知見が十分ではない原因により被害が生じた又は生じるおそれがある事案が想定される。</p> <p>なお、食品安全委員会は、重大な被害に該当しない場合においても、事案の性質、社会的反響等を勘案し、必要に応じ、対応するものとする。</p> | <p>○①の文に違和感を感じます。例えば、「被害が大規模(・・)又は広域(・・)であり、かつ～」としてはいかがでしょうか。</p> <p>②として、「高い死亡率や後遺症など被害が重篤である場合又は重篤であるおそれがある事案」を、</p> <p>③として、「特定の感受性集団(幼児、老人、妊婦など)に対し、高率にまたは重篤な被害が生じた場合又は生じるおそれがある事案」を追加することを提案します。</p> <p>それに従い、たたき台の②を④とすることを提案します。</p> <p>*②、③の追加は、コーデックス食品衛生部会(CCFH)で議論されている、「CCFHとしての取り扱い事項の優先順位付け」に関するディスカッションペーパーを参考に提案しました。(春日専門委員)</p> <p>○本文と同じですが、①と②しかないのであれば「等」は必要ないのではないかと思います。(吉川専門委員)</p> <p>○① 500人を基準とした根拠は何か</p> <p>②関係府省の調整を要件の一つにする必要があるのか</p> <p>③風評被害が出ないよう、情報の管理が重要。本指針に当委員会内の情報管理に関する条項が必要では。(小泉専門委員)</p> | <p>①→「被害が大規模(・・)又は広域(・・)であり、かつ～」に修正。</p> <p>②→ご指摘の事案については、被害が大規模又は広域でない限り、地方自治体を中心に対応を行う事案と考えており、特に個別の事情を斟酌の上、国の対応が必要な事案については、なお書き以下で対応できるものと考えております。</p> <p>③→ご指摘を踏まえ、「2 対応の基本」において、「・・・緊急事態における対応については、特定の感受性集団(乳幼児、妊婦等)への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする。」とします。</p> <p>→緊急事態等については、「3 対象となる緊急事態等」のなかで、複数の事案を列挙しており、かつ、なお書きの部分で広く対応することとしていることから、「等」については、原案が適当と考えます。</p> <p>①→厚生労働省令において、大規模食中毒は500人を基準とすることが定められております。</p> <p>②→各関係府省において対応が完結する事案については、食品安全委員会の積極的役割が明らかではないと考えられます。</p> <p>③→ご指摘は、一般的に国家公務員に課せられている守秘義務において対応が可能と考えられますが、運用上注意してまいります。</p> |

| たたき台(事務局案) | 専門委員からの意見   | 修正案   |
|------------|---|---|
|            | <p>○以下のようなケースを、緊急事態等の対象としてカバーするかどうか、またカバーするとすれば上記の具体的説明の文言にあてはまるかどうか議論すべきと思います。</p> <p>①有害化学物質により食品が汚染された場合→原因物質が、すぐには被害を生じない物質(慢性毒性物質、発ガン物質、生殖毒性や遺伝毒性を有する物質等)の場合</p> <p>②被害者数は多くないが、死亡や重篤な症状など被害の程度が大きい場合→化学物質や自然毒の場合、500名を超えるケースはさほど多くないかもしれないが、被害の程度は大きい場合がある。<br/>(山本専門委員)</p> <p>○①②の事案に加え、「③科学的知見がある程度明らかであっても、防除措置が確立されていないため被害の拡大が予想される事案等」も入れたほうがいいのか。</p> <p>緊急時対応としてこの項目は重要となるので、更に詳しく事案例を考えたほうがいいのかと思います。<br/>(元井専門委員)</p> <p>○500人以上の規模の食中毒は、平成14年は6件あったとのことであるが、大規模化を500人以上とすることは妥当なのかどうか。(羽生田専門委員)</p> | <p>①→ご指摘の事案については、大規模又は広域などの要件に該当すれば、緊急事態等に該当しうると考えられます。</p> <p>②→ご指摘の事案については、被害が大規模又は広域でない限り、地方自治体を中心に対応を行う事案と考えており、特に個別の事情を斟酌の上、国の対応が必要な事案については、なお書き以下で対応できるものと考えております。</p> <p>→ご指摘の事案については、①の大規模又は広域などの要件に該当すれば、緊急事態等に該当しうるものであり、該当しない場合には、個別に判断が必要な事案と考えられます。</p> <p>緊急時の対応が必要な事案として、一般化できるものについては、今後も適宜追加してまいりたいと思います。</p> <p>①→厚生労働省令において、大規模食中毒は500人を基準とすることが定められております。</p> |

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見   | 修正案  |
|---|---|--|
| <p>「 4 緊急時における体制 」</p> <p>(1) 食品安全委員会委員長(以下「委員長」という。)は、緊急事態等に際し、直ちに参集すべき食品安全委員会事務局の職員(以下「第一次参集要員」という。)をあらかじめ指定する。</p> <p>(2) 食品安全委員会は、第一次参集要員等が緊急事態等に際し、直ちに参集できるよう、連絡体制等の整備に努めるとともに、平時から、緊急事態等に備えた対応要領の検討及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 食品安全委員会は、緊急事態等において、実施した対応等について記録するとともに、事後において、食品安全委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について検証を行うものとする。</p> | <p>○(2)の連絡体制等の整備について、例えば緊急連絡網の設置や連絡方法等について具体的な体制内容を記載する必要はないのか。これも含めて実施要領等の作成は別途に行う必要があるのでは。</p> <p>(3) 緊急時対応の問題点や改善点等について検証行うだけか。検証を行い、以後の対応に備える等、検証後どうするのかの記載もあったほうがよいのでは。(元井専門委員)</p> <p>○(3)は、むしろ後ろに持って行き、「14 事後の検証」として独立した項目にした方がよいのではないのでしょうか。さらに、「入手・分析した情報、」を、「実施した対応等について記録するとともに」の前に付け加えることを提案します。(春日専門委員)</p> <p>○「事後の検証」やそこから抽出された問題点の改善に向けての検討などは、食品安全委員会にとって本質的なきわめて重要な部分ですので、別途独立した項目を設けて記載した方がよいと思います。(山本専門委員)</p> <p>○連絡体制構築は必須と考えます。</p> <p>○(2)「連絡体制等の整備に努めるとともに」→「連絡体制等を整備し」へ変更(小泉専門委員)</p> | <p>→緊急連絡網の設置や連絡方法等につきましては、本指針に基づき、委員会内部において、整理いたします。</p> <p>→ご意見を踏まえ、(3)を「・・・問題点や改善点等について検証を行い、より迅速かつ適切な緊急時対応に努めるとともに、必要に応じ、本指針の見直しを行うこととする」に修正いたします。これに伴い、内容が重複するため、前文の「なお、・・・」を削除します。</p> <p>→ご指摘を踏まえ、(3)を「14 事後の検証」として独立した項目とします。また、「入手・分析した情報」の整理については、「7 情報収集のあり方」(5)で対応できるものと考えます。</p> <p>→ご指摘を踏まえ、(3)を「14 事後の検証」として独立した項目とします。</p> <p>→ご指摘のとおりと考えます。</p> <p>→ご指摘のとおり、修正いたします。</p> |

| たたき台(事務局案)   | 専門委員からの意見   | 修正案   |
|--|---|---|
| <p>「 5 連絡要領 」</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、食品の安全性の確保に関し、緊急事態等を認知した場合には、速やかに食品安全委員会事務局長(以下「事務局長」という。)に第一報を連絡する。</p> <p>なお、事務局長と連絡が取れない場合には、食品安全委員会事務局次長に第一報を連絡し、同次長は、事務局長に代わり(2)の措置をとる。</p> <p>(2) 事務局長は、次の措置をとる。</p> <p>ア 当該緊急事態等について、引き続き注視する必要があると判断したときは、情報・緊急時対応課に対し、情報の継続的収集及び連絡を指示する。</p> <p>イ 当該緊急事態等について、委員長に報告し、委員会開催の必要性等の対応体制についての指示を受け、第一次参集要員等必要とされる事務局職員に対し参集又は待機を指示連絡するとともに、必要に応じ緊急事態等の認知を関係行政機関に連絡する。</p> <p>なお、委員長と連絡が取れない場合には委員長代理の指示により、また、委員長代理とも連絡が取れない場合には自らの判断により、参集又は待機を指示連絡する。</p> | <p>○5の連絡要領によれば、緊急事態等の認知は情報・緊急時対応課が行うことになっているので、政府内において関係府省の対応の調整を要する事案であるかどうか、及び科学的知見が十分ではない原因により被害が生じた又は生じるおそれがある事案かどうかの判断は、情報・緊急時対応課が行うことになると思うのが妥当かどうか。(羽生田専門委員)</p> <p>○(2)のアとイは、両方を行うのか、あるいはどちらかを行うのかが、不明であるように感じます。また、イの内容が多すぎるように思います。むしろ、どのような場合にも委員長に報告を行い、委員長と事務局長との協議の上で、アあるいは、イの後半の行動をとるようにしてはいかがでしょうか。(春日専門委員)</p> | <p>②→情報・緊急時対応課には、緊急事態等に該当すると考えられたものについて、関係者等から通報を受ける他に、独自で食品危害情報を収集する等を行い、専門委員を中心とした専門家の助言等を参考にしつつ、連絡要領に従い、幅広く事務局長、さらに事務局長より委員長に連絡を行い、判断を仰ぐこととなります。</p> <p>→(2)について事務局長はアとイの両方の措置を行うことが必要と考えており、アは事務局長の判断、イは委員長の判断が必要な事項と考えております。</p> <p>また、イの内容が多いとのご指摘については、必要不可欠の事項と考えており、原案が適切と考えております。</p> |

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見   | 修正案   |
|---|---|---|
| <p>「 6 関係行政機関との連絡体制 」</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、緊急時の対応に関し、関係行政機関の夜間休日における対応を含めた連絡窓口を設置する。</p> <p>(2) 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等について、平時から関係行政機関との間で、情報交換を緊密に行うものとする。</p> <p>なお、関係行政機関の窓口は、次のとおりとする。</p> <p>① 厚生労働省<br/>医薬食品局食品安全部企画情報課</p> <p>② 農林水産省<br/>消費・安全局総務課食品安全危機管理官</p> <p>③ 環境省環境管理局水環境部企画課</p> <p>④ その他</p> | <p>○「④その他」とあるが、現時点で想定される省庁の担当窓口は、あらかじめ明是しておく必要があるのではないか。</p> <p>(例えば、外務省、防衛庁、警察庁等の担当窓口) バイオテロ等を想定した場合必要ではないか。(近藤専門委員)</p> | <p>→ バイオテロ等の省庁の担当窓口については、政府においては、「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について(平成10年4月10日閣議決定)」に基づき、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について(平成13年4月16日内閣危機管理監決裁)」の中で定められております。</p> |

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見   | 修正案  |
|---|---|--|
| <p>「 7 情報収集のあり方 」</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、評価課と連携して、平時から関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、報道機関又はインターネット等を通じて、食品危害情報等を広範囲に収集するものとする。</p> <p>(2) 評価課は、緊急事態等において、収集すべき情報を特定し、情報・緊急時対応課は、その情報を迅速に収集するものとする。</p> <p>(3) 食品安全委員会は、緊急事態等において、現地に職員等を派遣し情報を収集する必要があると認める場合には、食品安全委員会委員、専門委員、又は職員(以下各員という。)を派遣し、情報を収集させるとともに、適宜助言等を行う。</p> <p>(4) 勧告広報課は、平時から食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じて、消費者等から提供のあった食品危害情報について、その収集に努め、情報・緊急時対応課に提供するものとする。</p> <p>(5) 情報・緊急時対応課は、広範囲に収集した食品危害情報等について、整理及び分析を行うとともに、関係者間において、電子メール等を活用し、情報の共有化を図る。</p> <p>(6) 専門委員は、独自に入手した食品危害情報を含め、入手した情報の重要性及び緊急性を判断し、情報・緊急時対応課に対し通報を行うとともに、必要に応じて、緊急の対応の必要性等について助言を行う。</p> | <p>○6とも関係しますが、「関係行政機関」の中身がよくわからないので列挙されたらどうかと思います。(例えば保健所は含まれるのかどうか。行政機関ではない医師から通報はどこから収集するのか。)(吉川専門委員)</p> <p>○「2対応の基本」の項では、「緊急事態等」の対応にあたっては、危害情報の広範な収集を行い、迅速かつ適切な対応を行うこと」と情報・緊急時対応課の守備範囲を広くしている。しかし、本項(2)では、評価課が収集すべき情報を特定し、その特定された情報を、情報・緊急時対応課が収集するとあり、矛盾しているのではないかと。情報収集にあたり、各課で役割分担すべきなのか。平時と緊急時の対応を考えるべき。(元井専門委員)</p> <p>○「(5)に関係者間」とあるが、情報の共有化を図る関係者について最低限の範囲をあらかじめ具体的に明示しておく必要があるのではないかと。(近藤専門委員)</p> <p>○(3)(6)助言は「誰に」行うのか。助言が不相当であった場合、国家賠償請求を受ける可能性があることに留意(小泉専門委員)</p> <p>○項目の位置を変更したほうがいいのではないのでしょうか。6の「関係行政機関との連絡体制」から8の「緊急対策本部の設置」に直接つながった方が話の流れとして自然なような気がします。(7の「情報収集のあり方」は例えば11の「調査研究」の前に置くなど。)(山本専門委員)</p> | <p>→主な関係行政機関は6(2)に掲げた3省を想定していますが、事案に応じて異なるため、限定列挙は行っておりません。なお、保健所は含まれると考えており、また、医師は通常保健所へ通報を行うこととなっております。</p> <p>→平時においても情報・緊急時対応課は、広範囲な情報収集を行っておりますが、緊急時には平時の情報収集に加え、食品健康影響評価などの科学的評価に必要な追加情報について、評価課において特定を行い、情報・緊急時対応課において情報収集を行います。</p> <p>→主な関係者としては、専門委員を含む食品安全委員会関係者、関係行政機関担当者等を想定していますが、事案に応じて関係者の範囲が異なるため、限定列挙は行っておりません。</p> <p>→(3)は現地における関係者や関係府省等に対して、必要に応じ、助言を行い、(6)は情報・緊急時対応課に対して助言することを考えております。また、国家賠償請求については、ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。</p> <p>→項目の配置については、基本的には、対応を行う際の時系列に沿って配置されているため、ご指摘の点については、原案が適当と考えます。</p> |



| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見 | 修正案 |
|---|-----------|-----|
| <p>「 8 緊急対策本部の設置 」</p> <p>委員長は、緊急事態等のうち、特に政府全体として、緊急時の対応を行うべき事態と判断した場合には、食品安全担当大臣(担当大臣が置かれない場合には、内閣総理大臣)に対し、緊急対策本部の設置を助言する。</p> |           |     |
| <p>「 9 関係府省連絡会議の設置 」</p> <p>事務局長は、府省横断的に対応すべき緊急事態等であると判断した場合には、関係府省連絡会議(局長級)及び幹事会(課長級)を設置する。</p>                                |           |     |
| <p>「 10 専門委員の委員会への参加 」</p> <p>食品安全委員会は、必要に応じ、専門の事項の調査審議に資するため、委員会に適切な専門委員を参加させることができる。ただし、この場合において、専門委員は議決権を持たないものとする。</p>      |           |     |

| たたき台(事務局案)   | 専門委員からの意見   | 修正案  |
|--|---|--|
| <p>「 11 調査研究 」</p> <p>(1) 食品安全委員会は、緊急時の対応を行うために必要な知見を得るため、必要に応じ、食品安全確保総合調査を活用することにより、機動的かつ弾力的に調査研究を行う。</p> <p>(2) 食品安全委員会は、緊急時の対応を行うために必要な知見を得るため、必要に応じ、関係試験研究機関に対し、直接又は関係大臣を通じて、調査、分析又は検査の実施を要請する。</p> <p>(3) 食品安全委員会は、調査結果等を利用して、科学的観点から、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項について、調査審議する。</p> | <p>○「食品安全確保総合調査」に関する解説が必要と思う。(元井専門委員)</p> <p>○「科学的観点から」と限定すると、①科学が決められないとき(異論があるとき)、②科学以外にも参照すべき情報があるとき、行動が制約されたり、遅れたりする可能性があるため、限定しない方がいいのではないかと思います。(例:「科学的観点を参照しつつ」など) (吉川専門委員)</p> <p>○この調査研究は、緊急事態発生後に行うものだけではないように解釈できます。緊急時の対応を行うために必要とされる調査研究を、平時に行なうことも含まれているかと思えます。もしもそうであれば、マニュアル全体の流れにとっては、この場所ではなく、最後(春日提案では「事後の検証」の後)に置いた方がよいのではないのでしょうか。(春日専門委員)</p> | <p>→ご指摘を踏まえ、「食品安全確保総合調査費」は、予算上の名称であり、特に本文中に明記する必要がないため、本文(1)より「食品安全確保総合調査を活用することにより、」を削除いたします。</p> <p>→ご指摘を踏まえ、「食品安全委員会は、調査結果等を利用して、<u>科学的観点を考慮しつつ</u>、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項について、調査審議する。」に変更いたします。</p> <p>→項目の配置については、基本的には、対応を行う際の時系列に沿って配置されているため、ご指摘の点については、原案が適当と考えます。</p> |

| たたき台(事務局案)   | 専門委員からの意見  | 修正案  |
|--|--|--|
| <p>「 12 情報提供 」</p> <p>(1) 勧告広報課は、緊急事態等に関連する国内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供する。</p> <p>(2) 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等については、必要に応じ、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関等に速やかに情報を提供する。</p> | <p>○情報提供によっては風評被害の原因となり、緊急時対応施策にも影響するため、情報提供に関する対応マニュアルを作成し、リスクコミュニケーション官と密接に連携し、平易な情報を提供すべきである。</p> <p>対応マニュアルには、どの段階の情報をどのような形で公開するのか。公開した情報に対する、消費者、生産者、流通業者からの意見も収集できるようなシステムが必要と思われる。</p> <p>リスクコミュニケーション専門調査会での意見も併せて検討して欲しい。<br/>(元井専門委員)</p> <p>○情報の提供とあわせて、行動指針も提示しないと過剰な不安と混乱を招くおそれのあることに留意。(小泉専門委員)</p> | <p>→ご指摘を踏まえ、「<u>勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、・・・</u>」に修正いたします。</p> <p>また、情報提供に関する対応マニュアルについては、ご指摘のどの段階の情報をどのような形で公開するのか等については、事案毎に対応が異なると考えられるため、一般的な形での記載は困難と考えています。</p> <p>公開された情報に対する関係者からの意見については、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じて、ご意見をいただくことを考えております。</p> <p>リスクコミュニケーション専門調査会において出された緊急時対応に関連する意見については、緊急時対応専門調査会においてもご紹介していきたいと考えております。</p> <p>→ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。</p> |

| たたき台(事務局案)  | 専門委員からの意見   | 修正案   |
|---|---|---|
| <p>「 13 勧告及び意見 」</p> <p>(1)食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、内閣総理大臣を通じて、関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(2)食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じて、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(3)食品安全委員会は、緊急事態等において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じて、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> |   |   |
| <p>「 14 その他 」</p> <p>その他本指針に定めのない事項については、委員長が別に定めるものとする。</p>  | <p>○本稿は基本指針なので、内容が包括的であることは当然であるが、実際に緊急時に対応する際には、更に具体的な実施要領的なものが必要と思われるので、14の指針に定めない事項ということで具体的な内容を作成する必要があると思う。<br/>(元井専門委員)</p> | <p>→本指針を踏まえ、対応を行う際に事務的な検討が必要な事項は、事務局において整理を行うとともに、必要に応じ、本指針に基づき、危害要因別に緊急時対応マニュアルの策定を行う予定にしています。</p> |

| たたき台(事務局案) | 専門委員からの意見  | 修正案                         |
|------------|--|-----------------------------|
|            | <p>○カイレ大根の第一審、二審判決(国家賠償法に基づく損害賠償請求事件)で示された行政側に対する違法性判断は、当委員会の活動にあたり参考になる。専門的調査の手法のみならず、公表の内容、時期、公表の方法についても、緊急時といえども慎重な対応が必要となることに留意。(小泉専門委員)</p> | <p>→ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。</p> |